

●市内に実家がある市外在住者(転入後5年未満の者を含む)の要件確認

- 市外在住者又はその配偶者が交付申請年度の4月1日で69歳以下であること。
- 転入する直前10年間のうち通算で5年以上、かつ転入直前に1年以上連続して市外の住民であったこと。
- 市外在住者及びその世帯員、実家の所有者に市税等の滞納がないこと。
- 市外在住者及びその世帯員、実家の所有者が暴力団との関係を有する者でないこと。
- 市外在住者及びその世帯員が同一物件に対し市の移住関係の補助金の支給を受けていないこと。

●実家の所有者の確認

- 市外在住者又は市外在住者の2親等内(父母、祖父母、兄弟姉妹など)の親族であること。
- 市税等の滞納がないこと。
- 暴力団との関係を有する者でないこと。
- 同一物件に対し市の移住関係の補助金の支給を受けていないこと。

●その他確認・説明事項

- 事前申込は補助金の交付を確約するものではありません。(本申請順で予算の範囲内)

補助金額の説明

- ・改修事業 (改修費の1/2) 改修業者が市内業者に限る：上限50万円
- ・解体新築事業(解体費の1/2) 解体業者 市内：上限100万円 市外：上限80万円
(新築費) 新築業者 市内：30万円 市外：20万円

加算額の説明

- ・子育て加算 30万円/人

(交付申請年度の4月1日で18歳未満の子及び交付申請時までに出産した子が対象。

人数の制限なし)

- ・地域指定加算 20万円 ※伊万里市新築購入移住奨励金交付要綱別表第1より(国勢調査の年に改正される)

伊万里地区(平山、岩立、木須東)、**牧島地区**(木須西、本瀬戸、中通、早里、漁港)、**大坪地区**(永山、屋敷野、上古賀、下古賀、みどりが丘、あさひが丘)、**大川内町**(岩谷、小石原、市村、市山、大川内山、正力坊、吉田、福野)、**黒川町**(福田、浦潟、干潟、奥野、塩屋、浦分、黒塩、椿原、清水、横野、立目、牟田、花房、畑川内、長尾、真手野、名村団地)、**波多津町**、**南波多町**(古川、笠椎、大川原、府招下、府招上、原屋敷、井手野、高瀬、開拓、大曲、水留、古里、谷口、重橋)、**大川町**、**松浦町**(東分、下分、下平、梅岩、岳坂、村分、藤川内、久良木、宿分、上分、中通、金石原)、**二里町**(川東、福母、作井手、中田、吉野、川内、古子)、**東山代町**(福和、日尾、天神、脇野、浦川内、東大久保、大久保、福住、国見、下分、滝川内、辻の堂、川内野)、**山代町**

返還事項

- (1) 交付決定を受けた日から5年未満で、Uターン者等及びその世帯員の全てが市外へ転出したとき。
- (2) 交付決定を受けた日から5年未満で、補助金の交付目的に反して実家を使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供したとき。

●転入時の年齢が59歳以下の人で、市内企業に転職する場合等は「いまり暮らしスタート支援金」の対象となる場合がある。